

平成18年7月25日

於：飯野ビル第1会議室（8階807号室）

植物新品種の保護の強化及び活用の促進 に関する検討会 速記録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開会	1
2. あいさつ	2
3. 委員紹介	4
4. 議事	
検討会の目的と検討項目について	6
本検討会における検討項目について	7
5. 閉会	37

開 会

○伊藤種苗課長 定刻となりましたので、第1回の植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会を開会させていただきたいと思います。

まだ若干お見えでない委員の方もおられますけれども、後ほどおいでになるというふうにお聞きいたしてございます。

私は、種苗課長の伊藤でございます。委員の皆様方には大変御多忙のところ、本検討会に御参加いただきましてどうもありがとうございます。

議事が始まりますまで、私がしばらくの間、進行を務めさせていただきたいと思います。

あいさつ

○伊藤種苗課長 まず最初に、本検討会の開催に際しまして、農林水産省大臣官房審議官生産局担当の吉田より一言ごあいさつを申し上げます。

○吉田審議官 おはようございます。

植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する第1回の検討会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まずはじめに、皆様方には大変お忙しい中、この検討会に御参集いただきましてまことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

御案内のとおり、政府におきましては、世界最先端の知財立国、これを目指しまして、ことし6月に知的財産推進計画2006を決定しております。こういうことで、知的財産の創造、保護、活用を推進しているところでございます。

また、農林水産省におきましても、本年2月に知的財産戦略本部を設置しまして、農林水産業の国際競争力の強化に努めておる、そのための知的財産戦略の検討を進めておるところでございますが、特に品種開発は農業の発展の基礎でございます、植物新品種の育成者権は重要な知財の1つであると考えております。

ところが近年、こういう登録品種の種苗が育成者に無断で海外へ持ち出されまして、そして収穫物や加工品が我が国の方に逆輸入をされるということで、育成者権を侵害する事例が結構多く出ております。

こうした育成者権の侵害に対しましては、種苗法の改正によりまして、育成者権の範囲を加工品まで拡大をする。あるいは種苗の違法な輸出入に対する水際での取締りを強化をする。さらには種苗管理センターにおきまして、きょう、資料が後ろに出ておりますけれども、種苗管理センターにおきまして、品種保護Gメンを設置するなどの対策を講じまして、育成者権の保護のための環境整備を進めてきておるところでございます。しかしながら、権利侵害を受けましても、実際に法的な対抗措置を講じるという人が少ないということが調査結果から出ておりまして、育成者権の行使が十分に行われているとはいいたいがたい状況にあるというふうに認識をしております。

また、一方、攻めの農政ということで、農産物の輸出促進に努めているところでございますけれども、このような中で、海外における育成者権の侵害を懸念する声も聞こえてま

います。海外での権利侵害に対抗するためには、まずは海外で権利取得をするということが第一歩でございますけれども、残念なことに、我が国から海外への品種登録の出願というのは非常に少ないのが現状でございます。

このようなことから、私どもとしましては、これを促進するとともに、その環境整備を図るということで、官民合同ミッションを派遣するなどによりまして、中国や韓国に品種保護制度の整備、充実を働きかけてきたところでございます。

今、申し上げましたような状況を踏まえまして、冒頭申し上げました、ことし2月に農水省の中につくりました知的財産戦略本部でいろいろ検討を進めてまいりまして、先ごろ中間報告にあたります農林水産省における知的財産戦略の対応方向というものをまとめました。その中で、今後の宿題といたしますか、やっていくべきこととして、植物新品種の保護・活用に関する総合戦略の検討、これが必要であるということを打ち出したところでございまして、この検討会におかれましては、これに基づきまして、育成者の権利侵害に対してより有効で使いやすい制度とするために、種苗法改正も視野に入れた制度の見直し、海外におきます育成者権の戦略的な取得方法などについて検討いただきまして、植物新品種の育成者権の保護・活用に関する総合計画、行動計画などを年内を目途に策定をしていただきたいと考えておるわけでございます。

何分にも限られた時間でのかなり濃密な検討をいただくことになろうと思ひまして、お忙しい皆様方には大変申しわけないことであろうと思ひますが、ひとつ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、本検討会における検討が、植物新品種を活用した我が国の農林水産施策の新たな展開のための実り多いものとなりますことを心から祈念申し上げまして冒頭のあいさつとさせていただきます。どうかこれからよろしくお願い申し上げます。

○伊藤種苗課長 次に、本検討会の議事の公開につきましてでございます。

議事の公開につきましては、一般の傍聴を認め、議事を公開いたします。

また、議事の概要につきましても、発言者の方々に御確認の上、公表するという方針をとっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

次に、お手元に配布してございます配布資料の確認を先にさせていただきたいと存じます。

配布資料ということで1枚紙がございます。

まずは議事次第がございます。

次に、委員の名簿でございます。

それと全体がとじております冒頭が資料1となっておりますけれども、資料1、本検討会の目的及び検討範囲について、資料2-1、制度分科会の開催について、資料2-2、その委員の名簿でございます。また、資料3が本検討会の提言に向けた検討項目でございます。それと資料4が今後のスケジュールとなっております。

また、もう1つ大きな別添資料ということで、植物新品種の保護及び活用についてという1つの資料、これをお手元の方に配らせていただいております。もしも不足があるようでしたら、事務局の方によりしくお願い申し上げます。

委員紹介

○伊藤種苗課長 それでは、今回は検討会の初の会合ということでもございますので、最初に、私の方から、委員の方々を五十音順の名簿順に御紹介させていただきたいと考えております。委員の名簿順に進めさせていただきます。

まず岩元睦夫委員でございます。社団法人農林水産先端技術産業振興センター理事長であります。

次に、株式会社福島天香園代表取締役社長、岡田委員でございます。

梶浦委員は少しおくれておいでになるというふう聞いております。

次に、サカタのタネ法務部長の酒井洋介委員でございます。

次に、早稲田大学法学部教授渋谷達紀委員でございます。

次に、栃木県農務部経営技術課課長の関一男委員でございます。

次に、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授の土肥一史委員でございます。

次に、株式会社北研食用菌類研究所技術顧問の福井陸夫委員でございます。

次に、伊藤忠商事株式会社食料カンパニー生鮮・食材部門部門長補佐の福田高志委員でございます。

○福田委員（代理・西影） きょうはちょっと福田が所用があつてまいれませんが、代理の西影でございます。よろしく申し上げます。

○伊藤種苗課長 次に、全国農業協同組合中央会常務理事、前嶋恒夫委員でございます。

次に、株式会社キリン・グリーンアンドフラワー代表取締役社長、松尾学委員でございます。

次に、弁護士法人三宅法律事務所弁護士、松本好史委員でございます。

次に、矢花公平法律事務所弁護士、矢花公平委員でございます。

次に、有限会社精興園専務取締役、山手太郎委員でございます。

以上の委員の方々に加えまして、保護の実務に携わる立場から、独立行政法人種苗管理センター理事長、野村文昭さんにも参加していただいております。

また、事務局側といたしましては、ごあいさつ申し上げました吉田大臣官房審議官。

生産局総務課長、實重総務課長でございます。

また、種苗課の方から、私、伊藤並びに永田審査室長、それと浅沼総括補佐、ほか担当者が出席させていただいております。

座長及び座長代理の選出

○伊藤種苗課長 それでは、次に、本検討会の座長の選出の方に移らせていただきたいと思っております。

座長への立候補、推薦等ございますでしょうか。

上着の方でございますけれども、この夏、クールビズということでもございますので、お暑い方はおぬぎになって結構でございますので、適宜お願いいたします。

座長選出中ではございますけれども、吉田審議官の方、別の公務もございまして、まことに恐縮でございますけれども、ここで退席させていただきます。

○岩元委員 事務局一任。

○伊藤種苗課長 特に座長への立候補、御推薦等ないようでしたら、事務局の案といたしましては、先の平成16年の植物新品種の保護に関する研究会の座長も務めていただきました早稲田大学教授の渋谷委員にお願いしてはどうかというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

〔「賛成」の声あり〕

○伊藤種苗課長 ありがとうございます。

それでは、御異議がないようでございますので、渋谷委員に座長への御就任をよろしくお願い申し上げます。

それでは、渋谷座長におかれましては、議事進行のために、こちらの座長席の方にお移りいただきたいというふうをお願い申し上げます。

○渋谷座長 それでは、これから私が議事進行役を務めさせていただきます。

私は、およそこういう座長といったような役が不得意な人間でありまして、いろいろ至らないところがあるかと思うのですけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まずはじめに、本検討会の座長代理を指名させていただきます。

一橋大学大学院教授の土肥委員にお願いしたいと思っておりますけれども、土肥委員、いかがでございますでしょうか。

○土肥委員 お引き受けをいたします。

○渋谷座長 どうもありがとうございます。

それでは、土肥委員にお願いすることにいたします。

議 事

検討会の目的と検討項目について

○渋谷座長 それでは、議事に移らせていただきます。

本日は、御案内のとおり、12時15分までの予定となっておりますので、よろしくお含みおきください。

まず本検討会の目的と検討項目について資料1及び資料2に基づいて事務局から説明していただきます。よろしくお願いいたします。

○伊藤種苗課長 それでは、私の方から御説明させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。

既に吉田審議官の方より概略御説明させていただいてございますけれども、1の検討会の目的でございます。

本年2月に三浦農林水産副大臣を本部長といたします農林水産省の知的財産戦略本部、こちらの方を立ち上げ、農林水産省におきます知的財産戦略、これにつきましての検討を重ねてございます。そして6月におきまして、この対応方向というものを決定し、今後の農林水産分野の取組み方、これについてのある種の方向性を示してございます。

また、国におきましては、知的財産推進計画2006におきまして、植物新品種の保護の強化等の項目、これも盛り込まれたところでございます。

この農林水産省の対応方向、この中におきましては、育成者権の保護・活用に関しまして、専門家あるいは有識者によります検討会を設け、より具体的な総合的戦略、行動計画

の検討を行うべきというところといたしておりまして、これを受けまして具体的な検討をお願いしたいというものでございます。期間といたしましては、大体年内に策定するということを1つの目的というふうに考えてございます。

2の本検討会における検討の範囲でございますけれども、こちらにつきましては、後ほどまた別の資料を用いまして詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

次に資料2-1でございます。

今、申し上げましたように、本検討会におきましては、植物新品種の保護・活用に関する総合戦略、行動計画等を幅広く御議論いただくということにしておりまして、このうち特に法改正の必要性に関連する事項の検討につきましては、種苗法あるいはほかの知的財産法、または訴訟手続等の法律的な議論を要する場面が想定されてございます。そこで本検討会の分科会といたしまして、法律の専門家等の委員を中心といたします別途の制度分科会、これを開催したいと考えてございます。

具体的には次の資料2-2でございますけれども、そこに委員の名簿を掲げてございませぬけれども、本検討会の委員並びに若干名を加えまして、この分科会を構成するというをお願いしたいというふうに考えておりまして、既に農林水産省の方から委嘱をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

本検討会における検討項目について

○渋谷座長 それでは、本検討会として育成者権の保護・活用について施策のあるべき方向の検討を行うため、その対象とすべき事項の案及び検討スケジュールについて確認をいたします。

引き続き事務局より説明をお願いいたします。

○伊藤種苗課長 資料3でございます。

こちらにつきましても、後ほど順次、個別の内容については御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず大きな項目だけ御紹介をさせていただきます。

先ほど来、申し上げております農林水産省の戦略本部でまとめました知的財産戦略の検討の方向性、この中で6つの柱を掲げてございます。それがアンダーラインが引いたものでございますけれども、1番といたしまして権利行使を容易にするための方策ということ

で、権利侵害に対し、より有効で使いやすい制度とするための各種の施策、方向性につきましての御議論をお願いしたいというものでございます。

次のページでございます。

大きな2番、アンダーラインが引いてございますけれども、特に権利侵害対策に関する例えば知識が不十分であったり、立場が弱かったりするような個人、中小企業あるいは地域団体等に対する侵害対策への支援策、これについての御検討をお願いしたいというものでございます。

また、大きな3番といたしまして、民間育成品種や加工品、キノコなども含みますDNA技術開発の促進、あるいは税関によります輸出入の差止制度、いわゆる水際制度でございますけれども、こういった権利侵害への総合的な支援策、これについての御検討をお願いしたいというものでございます。

次のページでございます。

大きな4番といたしまして、国内の意図せぬ権利侵害を防ぐための制度の普及啓発、あるいは契約の定着促進の方策、これにつきましての御検討でございます。

また、大きな5番といたしまして、海外での権利取得に対する支援策ということで、こういったことを通しまして、育成者権の、特に海外におきます取得件数の増大といったことを図っていききたいというふうに考えてございます。

また、6番といたしまして、海外での育成者権の戦略的な許諾方法ということも御検討いただければというふうに考えてございまして、今、申し上げました1番から6番までの大きな柱の6つ、当然これだけにこだわるものではございませんけれども、これを中心にしながら御検討いただきたいと考えてございます。

また、今後のスケジュールでございますけれども、資料4でございます。

第1回が本検討会でございますので、おおむね5回程度を予定してございます。

検討項目を大きく2つに分けて、第1回と第2回におきまして御検討いただき、その後、要点整理を踏まえた上で、秋、10月ぐらいには中間とりまとめ、こちらの方をおまとめいただければと考えております。

そのあとのパブリックコメント等をいただきながら、最終的には年内に最終とりまとめということをお願いしたいと考えてございます。

また、先ほど御紹介いたしました法律制度に関しますものにつきましては、制度分科会というものを設けて、第1回を来週8月2日、第2回を8月の下旬ということで順次

開催いたしまして、必要におきまして、さらにそれを重ねることによりまして、その検討の御結果もこちらの検討に反映させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありました検討項目6つございます。

今後のスケジュール案のところでも事務局側から説明がありましたとおり、本日は、この6つの検討項目、柱とおっしゃったようでしたけれども、検討項目6つございますが、その前半の3つを取り上げたいと存じます。後半の4、5、6の検討項目は次回に取り上げるというふうにいたしたいと思えます。

それでは、早速でございますけれども、検討項目1、2、3ですが、まず1番目の項目の検討に入りたいと思えます。

検討項目案として提示された細目と関係資料について、まず事務局から簡潔に説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○伊藤種苗課長 それでは、御説明させていただきます。

資料といたしましては、先ほど配布させていただきました資料3並びに別添の少し部厚い植物新品種の保護及び活用についてという方をごらんいただきたいと思います。存じます。

まず全体の背景につきまして簡単に別添の冊子、こちらの方に基づきまして御紹介をさせていただきます。

別添の冊子の方の3ページ目からでございますけれども、参考資料1-1としてございますけれども、権利行使を容易にするための方策ということで幾つか御検討の際の1つの足がかりといったものの資料を掲げさせていただいております。

開けていただきまして2ページでございます。

新品種の出願・登録の状況でございます。これにつきましては今さら申し上げるまでもなく、いろんな皆様方の御努力によりまして、近年、急速にふえております。特に平成17年度におきましては、出願件数が1,385件、登録1,110件ということで、年々増加、内容的には草花でありますとか観賞樹といったものが7割以上を占めているといったような内容になってございます。

次の3ページでございます。

最近の育成者権の侵害事例でございます。詳細は御説明申し上げますが、下の4件、こちらの方が平成17年以降のものでございまして、おうとう、カーネーション、エリンギ、

菊でございます。それぞれが多くが育成者権者に無断で種苗が海外に持ち出され、その収穫物が我が国に輸入されたといったような事例でございまして、警告あるいは裁判になったものもあるということでございまして、この平成17年度以降、こういったような侵害事例の報道といったものがふえてございます。

また、次の4ページでございます。

育成者権の侵害についてということで、こちらの方は、農林水産先端技術産業振興センターの方に農林省からお願いする形で実施いただきましたアンケート結果でございます。アンケートは2006年2月に行われ、我が国の全育成者権者2,055件に対しまして、回答が約26%いただいているものでございますけれども、その右の上でございますが、育成者権の侵害を受けたことがありますかという御質問に対しては、約3割以上がそういったような経験を持つというお返事でございます。

また、その権利侵害を受けた場所は、左の真ん中でございますけれども、大部分が国内ではございますけれども、その中に約4分の1は国内と海外の両方、あるいは海外ということで、海外につきましても、その事例といったものも発生してございます。

また、その権利侵害をどのように知りましたかということでございますけれども、その下の図でございますが、農家からの情報提供、あるいは市場、販売業者からの情報提供といった形のいわゆる外部からの情報提供、これが主になってございます。

次の5ページでございます。

やはり同じくアンケートの結果でございますけれども、今、申し上げましたいろいろな侵害に対してどのような対応をしたかといったことでございますけれども、権利侵害についてどこかに相談しましたかというものに対しましては、相談しなかったというものが圧倒的に多くなってございます。

また、その右でございますが、侵害に対してどのような対抗措置をとりましたかというものでございますけれども、何もしなかったというものがやはり多くなってございます。

こういったようなことに対しまして、一番下でございますが対抗措置をとる際の障害、あるいは国とか種苗管理センターに支援をしてほしいことは何ですかという質問に対しましては、権利侵害が疑われる品種が侵害品かどうかの確認をお願いしたい、あるいは権利侵害情報の収集、特に加害者の特定、こういったようなものに対する情報が必要であるといったようなことを皆様方は希望しておられるということでございます。

次の6ページでございますけれども、ここにつきましては今さら申し上げることもござ

いませんけれども、育成者権侵害に対する制度といたしましては、当然ながら違法な登録品種の利用に対しましては、民事上の請求、あるいは捜査、裁判所の裁判といったものを通しました刑事罰、あるいは税関に対する申立てを通しました輸出入の差止めといった幾つかの方法といったものがございます。

7ページでございますけれども、そういったことから、農林水産省におきましては、順次種苗法の改正等を行ってこれに取り組んできたところでございます、平成15年度、一番上でございますけれども、ここにおきましては、従来の種苗段階での権利侵害に加えまして、収穫物段階での権利侵害まで範囲を拡大しております。

また、法人に対する罰金につきましても、その上限を300万円から1億円に引き上げたというところがございます。

さらに平成17年の種苗法改正におきましては、対象範囲といったものをさらに収穫物から、生産される加工品に対してまで、その効力の拡大を図ったというものでございます。

また、育成者権の存続期間でございますけれども、改正前までは果樹等の永年性植物につきましては25年であったものを30年に、またその他の植物につきましては、20年を25年にのばしてございます。

次の8ページ以降4枚ほどございますけれども、こういったような権利侵害に対する取り組みということで、こちらにつきまして後ほどまた申し上げますけれども、独立行政法人種苗管理センターの中で品種保護対策役、通称品種保護Gメンとってございますけれども、こういったような制度も17年度より設けております。具体的には8ページの真ん中あたりにございますけれども、主な活動ということで、育成者権の保護・活用に関する相談への助言、あるいは育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施、また、育成者権の保護・活用に関する情報の提供、さらには育成者権侵害状況記録の作成、証拠品保管のための種苗等の寄託といったようなものもしてございます。

11ページでございますけれども、その流れに沿ったような形で、あなたの登録品種が侵害にあったらという流れで、侵害情報をキャッチした際には、Gメンが対応策の助言を行い、さらに侵害状況を証拠に残すといった段階で、場合によっては現場に同行いたし、かつ侵害の状況記録書といったものを作成する。また、証拠品の保管といったことから、種苗等の寄託を行う。また、事実の確認といった段階におきましては、品種類似性試験等々を行うといったようなことで、いろいろな全体の過程に沿うような形で品種保護Gメン、こちらの方が育成者権者に対して支援を行うといったものでございます。

というような背景を踏まえながら、資料3にお戻りいただきたいのでございますけれども、大きな1でございます権利侵害に対しよりより有効で使いやすい制度とするための権利行使を容易にするための方策ということが今回の検討の大きな項目でございますけれども、内容的に(1)、(2)、(3)、あるいは(4)と書いてございますものは、これは我々農林水産省の方で、こういったような方向性があるのではないかということ従来から議論し、あるいは一部につきましては既に着手をしているいろいろな方策でございます。こういったようなものにつきましても御意見を賜ればというふうに考えてございますが、方策の1といたしまして、独立行政法人種苗管理センター、こちらの方、先ほど申しました通称Gメン、こちらが実施しております侵害支援業務の充実・活用、これを図っていくというものでございます。これにつきましては現場同行及びその状況の記録書の活用でございますとか、あるいは証拠品保管のための植物体の維持・寄託を行う、新たに付加いたしました業務の活用、さらにはここはいろいろ御意見を賜りたいところでございますけれども、侵害が疑われる品種、これにつきましては、比較類似性試験、これを行えば、同一栽培の条件下で栽培するという試験でございますので、当然ながら確実な結果が得られるというものでございますけれども、なかなかこれは時間のかかるというような試験でもございます。

そういったようなことから、当然ながら裁判での活用というものも考えられるわけでございますけれども、そういったような試験を裁判外の紛争処理等でも活用できないかといったような問題もございます。

また、植物体の外観によります特性比較調査、こちらにつきましては、栽培を1年あるいは2年かけて行う必要がございませんので、そういう意味においては短時間でできる判断ではございます。ただ、当然ながら限界があるものでございますので、こういったいわゆるある種限界がございまして、簡易、迅速にできるような試験、こういったようなものから、ある種客観的な資料が得られるという性質、これをうまく使いながら、こういったような侵害に対する1つの方策に使えないかといったものでございます。

あるいはこのセンターの侵害支援と、裁判外紛争処理機関との連携といった点もあろうかと思っております。

それから(2)番でございまして、出願から品種登録までの審査期間を短縮するといった問題でございまして、農林水産省におきましては、現段階、平成17年度におきましては、大体1つの審査期間、これが平均で3.1年かかってございます。これを現在のところ

る、2008年度までには2.5年まで短縮するという目標を掲げてございます。こういったようなものを達成するために、当然ながら農林水産省の審査体制、あるいは栽培試験の実施体制、あるいは審査のデータベースシステムの確立、こういったようなものにつきましても図っていききたいというふうに考えておりますし、またEU、アジア、こういったものとの審査協力によりまして、お互いの持っております審査データの相互利用、こういったようなものもうまく使っていけるのではないかと考えております。

また、(3)番でございます。こちらの方もいろいろと御意見を賜りたいところでございますが、特性項目の過多指定の見直しでございます。

品種の区別性の判断基準、これは種苗法第2条第7項に掲げます重要な形質、さらにはそれを受けまして審査基準といったもの、これによって定められてございます。この中の特性項目、これが過剰に指定されていないかといったような点につきましても見直すことによりまして、区別性の最小距離、これをチェックいたしまして、育成者権の実質的な強化を図るとともに、品種の同定識別をより明確、かつ容易にするといったようなことについても検討してまいりたいと考えております。

次のページの(4)、さらに必要に応じ制度改正を視野に入れた検討ということでございまして、こちらにつきましても、主として法律的な制度分科会の方での御議論をお願いしたい点でございますけれども、民事訴訟を容易にするための特則の整備のあり方、これについての検討、あるいは育成者権を侵害した場合の罰則、これにつきましても、他に並びます特許あるいは商標等々と若干の差異がございます。こういったようなものとのバランスをどういうふうに考えるのかといった罰則のあり方についての御検討もあろうかと思っております。あるいはその他の規定の整備ということでの検討ということでございます。

以上が大きな項目の1に関する御説明でございます。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、この検討項目1について議論に入りたいと存じます。

これは、ただいま御説明がありましたように、(1)から(4)までございますが、ここでは(1)から(3)までを検討するということになろうかと思っております。

それでは、まず(1)種苗管理センターの侵害対策支援業務の活用という項目でありますけれども、これに関して御意見のある委員、どなたからでも結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。ただ、時間のぐあいもありますので、できるだけ短くといいますか、簡潔にと申しますか、お1人5分以内でお願いしたいということでございますので、

よろしく申し上げます。

それでは、どうぞ御意見のある方、御発言を願いたいと思います。

○矢花委員 私はどちらかというと権利者の代理人をするケースが多いものですから、そういう立場から、この品種保護Gメンの活動については非常に高く評価しております。

まず具体的なお話をしますと、裁判を想定したときに、一番困るものの1つは、侵害している現場の状況をどうやって裁判所に立証できるかという点でございます。

もちろん侵害を疑われている側が現場に立ち会ってくれて、そして育成者権者と対面して、そこでその品種を任意に提供していただいて、それをそれぞれ種苗管理センターとか、そういうところに一緒に送ってくれるということになりますと、それは侵害対象品について確保できたということになりますけれども、これが実際には非常に難しいのが現状です。

そうなった場合、どういう点があるかといいますと、1つは、私も1回試みて断念したのですけれども、証拠保全の仮処分という仮処分を裁判所に申立てるという点がございませう。ところがこれは制度としてはありますけれども、ほとんど活用が不可能です。なぜならば、1つはその対象の畑といいますのは、ほとんど御案内のとおり地方にございます。しかも裁判所から割と遠いところにあるのです。そうしますと仮処分の申請をしますと、裁判官だけでなく、書記官だとか、事務員だとか、そういう人たちが5人ぐらい現場に行かないといけないということになるのです。今、裁判所は非常に人員が絶対的に不足しておりますので、ほとんどそんな申請をしたって認められないのです。ということがありますので、その方法がとれない。

2番目は、公証人に登場していただくという手がございます。これも変な話なんですけれども、その侵害の現場で販売をしている場合は、第三者の名前でそれを取り寄せて、その送り先の現場に公証人に立ち会ってもらって、公証人がそこで宅配便で送られてきたものについて状況確認をして、それでそのままそれを種苗管理センターの方に送るということをして、公証人にそういう調書をつくってもらおうという方法もございます。

これも1つの方法ではありますけれども、なかなか実際にやるとなると大変ということがございます。

したがって、この品種保護Gメンの育成者権侵害状況記録書、これができましたら、それを裁判所に出せば、私は裁判所はなるほど、これは侵害と疑われている品種について調査をしたんだということが理解してもらえらると思いますので、その点で非常にこの制度は実際上は有効だと思います。

2番目なんですけれども、私は2番目に、これはすばらしいなと思いましたが、この品種類似性試験の問題でございます。

これはここに書かれておりますように、実際に栽培試験をやるということになりますと期間が1年ぐらいかかってしまう。これをどう活用するかという問題ももちろんございませぬけれども、その前に、この資料3に書かれておりますとおり、外観による品種の同定識別に関する最終的な結論を留保せざるを得ない場合があるという限界を有する場合であることを認識しつつも、簡易・迅速に類似性の程度について暫定的な客観的資料が得られるという点でございます。

例えば、実際には侵害と疑われる品種があつて、それについて写真撮影等いっぱいしているのですけれども、いざ裁判になる前に、それについて全部収穫をされてしまひまして現物が無いというような場合において、ではこれはもう実際の栽培試験ができるかということ、事実上それはできないということになります。しかし、写真等によってある程度類似性についての暫定的な客観的資料が得られますと、ほかの証拠とあひまつて、これは同一性が裁判所で認定されるということがあるのではないかと私は考えております。

といいますのは、これは昔から問題になっているのですけれども、外形的類似性の問題はもちろん非常に重要なんですけれども、もう1つは、侵害品種、侵害を疑われている品種をどこで入手したかということが非常に大きな要素になっています。先ほどの例も、それは育成者から買ったんだ、こういうようになりますし、育成者はそんなものは売ったことではない。育成者の売ったのは違う品種である。こういうことになっています。そうしますと、先ほどの限界がありますけれども、暫定的な客観的資料があり、他方で入手経路について、そういう証拠がありますと、両方あひまつて、これは同一性があるというふうには認定される可能性があるし、もちろんそうでないというふうには裁判所で認定される可能性もありますけれども、いずれにしても実際に起こる紛争というのは、そういうふうには多種多様な条件のもとで起こっていますから、必ず同一裁判ができるという例ばかりではありません。そういう場合に、こういうことをGメンがしていただければ非常に裁判上も有効ではないかというふうには私は考えております。

とりあへずそういうふうには申し上げます。

○渋谷座長 どうもありがとうございます。

ほかにどなたか御発言ありますか。

○山手委員 今、矢花先生の方からお話がありましたけれども、私もこの(1)の4番目

の○の植物体の外観による特性比較調査の活用というところについて大変強く支持をしているという立場でございます。

当社は菊の種苗会社でございますけれども、最近、ケーススタディとしまして刑事訴追の準備を種苗法違反でやっております。本件はまだ起訴前でございますので、不起訴になる可能性もあります。そういった事情から、これから申し上げる件については、公表を御遠慮いただきたいと思っているのですが、【以下削除】……

基本的な立場は、種苗管理センターさんの品種Gメンさんを十分に活用させていただいてその恩恵に十分浴しているところでありますが、……

問題点の1つは、今、申しあげましたように、時間の軸です。事務局の方からもありましたように、まず比較栽培試験をするということになりますと、菊の場合は10月の開花でございますので、実際上は年間1回しかそのチャンスがありません。ですから、6月に植えつけて10月、11月に咲くというタイミングしかないという部分、そこから根を取って、苗を取るという作業というのは大変技術のいる仕事でございます、これに1年ほど要する。……したがって、特性比較、すなわち外観上の部分の比較をまず行っていただきました。これも種苗管理センターさんの品種Gメンさんをお願いした次第です。

しかし、御案内のように、栽培条件、これは気温設定、あるいは水のやり方、肥料設定というようなさまざまな条件で切り花の外観特性というのは一定の差異が出てまいります。……

それから、問題点の第2は、ここにありますがけれども、比較試験という部分でありますとき、種苗管理センターさんの場合は、特性が一定程度違えば新しい品種として登録できる要件を満たすという現在の種苗法のプロセスにおいて判定をしていただいておりますので、品種の差異性を見つけていただくということに関しては大変深い分析をお持ちかと思っておりますけれども、その部分、先ほどの(3)特性項目の過多指定という話もありましたが、たくさん、たくさん特性の部分で、メジャーな部分は同一でありながら、例えば50あって3つ大きなメジャーのところが変われば登録というのは別品種で取れるわけです。これはこれで品種の保護という点ではプラスなんです、反面、同一性を証明する50ある特性のうち47一緒ですから、我々から見れば明らかに同一品種だというふうに思っておっても、3つの要件がどうも栽培条件が違うようだという場合には必ずしも同一性が出てこないという矛盾がある、これが2番目の問題点であります。

3番目の問題点は、時間、それから、コストという点では大変な負担があります。当社

も主要なビジネスをこれに集中しておりますので、社運をかけてやっておりますけれども、いわゆる個人農家さんというふうな形、あるいは個人の育成者の方という部分が十分に活用されるという点では、時間、コストというのは大変な負担になると思いますので、結論といたしましては、私はこの4つ目の○にありますように、植物体の外観による特性比較調査の活用という部分の充実を新たな第三者機関、これは例えば生産者の代表さんであるとか、種苗会社の代表、学識経験の方等での委員会のようなものを設定をして、限界があるという形は十分認識しながら、仲裁的な役割を担っていただだけでも大変重要だと思いますので、ぜひこの制度というのは新たに御検討いただきたいというふうにお願いします。

以上です。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

先ほどの矢花委員は、主として民事訴訟を代理される立場からの御発言だったと思うのですが、ただいまのは刑事訴訟に関連する、そういう御意見のように承りました。

それでは、ほかにどなたか御発言をお願いします。

○松本委員 侵害訴訟をした経験から言いますと、今、お2人の委員の先生方からお話がありましたように、切り花の事件だったのですが、特性が非常に多く、90ぐらいあったと思うのですが、同一品種だということを立証するのが非常に大変でした。侵害被疑者から苗木を入手して、依頼者の協力者のところで栽培して、公証人の先生に何回か立ち会っていただいて特性の比較ということをやったのですが、実は夏場に枯れたということもありまして、裁判を起すまでに3年かかりました。当時、まだ種苗管理センターが類似性試験をやっておられなかったのが非常に苦労した経験があるのですが、特性が非常に細かく、植物学的には区別するには必要なんだろうとは思いますが、種苗法の制度趣旨からすると、どちらかというと、経済的な利用の面から一体この新しい品種というのがどういう特性に着目して区別されるのかによって侵害を判断できるようにしないと、例えば同じ名称で売られているものなのに、栽培してみると、必ずしも特性が一致しないというケースが結構あります。依頼者に聞いてみますと、肥料のやり方によって葉の枚数とか出方が変わってしまうことがあり、余程注意して育てないと特性が出ないのことがあります。

また、例えば切り花なんですけど、花が1つという特性なんですけど、実際育てると1つではないのです。たくさん花が出るのですが、切り花として売るために1つにするの

です。それが花が1つという特性になっているということだそうで、そうであれば、遺伝的性質というより経済的利用に即した特性の立て方をされているのではないかと。つまり、切り花として売るために花1つを選んで大きく育てて、それが売り物になる。実際にほうっておいたら小さな花が幾つも出てくるのです。そうすると特性とは何かということがよくわからなくなりました。

ですから、特性項目を絞っていただくというか、見直していただくというのは非常に重要と思っております。

品種保護Gメンの方の活動というのは非常に有益だとは思いますが、逆に権利者から内容証明を受けた側すなわち侵害被疑者が余り育成者権の知識がないという状況がございまして、権利を侵害しているといわれたら、育成者権の侵害について知識がないまま信じてしまう方も結構いらっしゃるって、そういう人たちの啓蒙というか、権利を保護、強化するというのも必要ですけれども、逆に侵害被疑者になりうる一般の方の啓蒙というのも必要かなと思います。権利者側と侵害者側の双方に権利についての知識があることにより適正な権利行使が行われるというようになることが必要ではないかと思っております。

新たに侵害状況記録書とか、種苗の寄託ということも行われていて、これはこれで非常に効果はあるのだと思うのですが、逆に今のような育成者権の知識が不十分な状況を考えますと、これらの手続の運用の基礎が十分ではないように思います。これらの手続には任意で協力していただくということになるかと思うのですが、拒絶された場合には、うまく動かないこととなります。見に行っても見せてくれない、それから、寄託というけれども渡さないということも育成者権の知識が不十分なことから起こりえます。裁判になると、被告側は損害賠償の関係の資料をなかなか出そうとしないし、裁判所からの命令があっても出してくれないことがあります。農家の方ですと、帳簿もちゃんと備えてないので、実際に損害額の証明もできないということになります。一方で、権利侵害していない人が、裁判の前の段階で、何も知らないで、こういうことを義務だと思って手続に協力したが、後で、いや、義務ではないということだまされたというふうになるようなことがあってもいけないと思うので、農林水産業者への啓蒙は非常に重要と思っております。

以上でございます。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

御経験からの貴重な御意見を承ったと思います。ほかにどなたか。

○松尾委員 先ほど山手委員さんの方からもお話がありましたように、この4番目の外観による特性比較調査の活用というところを、私どもといたしましても、ぜひこの部分を特に品種識別のための手段として活用していただきたいというふうに思います。

と申しますのは、品種登録のためには、いろいろ先ほどもお話がありましたように、さまざまな形質、単に外観だけではなくて、生理的、生態的な形質を調査して、その形質を品種の差別性といいますか、区別性として登録しているわけなんです、品種を識別するときに、例えば生理的な耐病性ですとか、そういうものを、これも1つの識別の手段にはなりますけれども、それを実際に栽培したり、検定したりすることは非常に容易ではないと思います。

したがって、重要な品種登録に使われた外観的形質によって、これを品種の識別同定に使うということをぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○渋谷座長 どうありがとうございます。ほかにどなたか。

○前嶋委員 専門家の方々の御意見を聞いていて勉強することが多いのですが、種苗等に関わりましての農業の現場みたいなところ、特に個人農家ということになりますと、対象の品種だとか増殖の行為、それから、収穫物の販売等に関して、年々、先ほど御説明があったように種苗法の適用範囲が拡大していくようなことがございますので、そういう中で、知識なり、認識が特に農家の現場等でははっきり言って不十分ということがございます。

そういう意味では、こういう植物の特性を踏まえた同一のものであることの認定とか、そういう適切な判断も、期間の短縮は一方で必要だと思いますけれども、一方で、権利の侵害等罰則の厳密な適用等というのは、まず周知徹底が最初に必要なんだろうということを考えてございます。

特に本件の検討会の基本的な趣旨であります日本という国の知財に関わる権利保護、競争力の強化というような観点でいけば、まず基本的には国境的な、次回、検討されるようございますが、海外との関係で日本の国の権利を確保する、利益を守るというようなところの最大の焦点があって、その次に、この種苗法に関わる周知徹底制度、法律に基づく活動が行われる。こういうことが望ましいのかなと考えております。

以上です。

○渋谷座長 ありがとうございました。

○関委員 今の関連ですけれども、このGメンの仕事の内容に、例えば普及啓発の話をも

確に位置づけるというか、もっと強硬に位置づけをして、そしてそれが例えば市町、都道府県でもいいと思うのですけれども、あるいは関係機関でもいいでしょうし、あるいは市場でもいいでしょうし、どっか流通している業界でもあるでしょうし、そういうところと連携をうまくするというような何か明記みたいというか、明確な位置づけというか、そんなのが必要なのかなというふうには思っているところです。まさに専門的な話としては、先ほど発言があったと思いますけれども、現場ではその辺までいってないわけです。まず種苗法を知らない、使う側の育成者側も知らないというのが現実かなというふうに思いますので、それは普及啓発をいかにするかということは大きい業務かな、そこにGメンの役割というのものもあるのではないのかなというふうな感じをしております。

合わせて、そういった行使をうまく普及したり、あるいはペナルティをかけたりというふうなマニュアルがあれば、そういうマニュアルもいわゆる現地というか、現場に知らしめるというか、その辺が必要なのかな、啓発を進める上では特に必要なのかなというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

○梶浦委員 1の特性比較のところなんですけど、米、麦、ダイズの場合は、種をまいて、芽が出てきた後に、葉っぱを何枚か取って実を大きくするとか、穀粒をきざんでちょっと大きくする等の管理作業というのは一切なくて、自然状態を前提として種苗登録の特性が考えられているのですが、先ほど菊の話が出ておりましたけれども、菊では当然芽をつんで1つだけ花を咲かすわけですが、ほうっておけば別の姿になります。果樹でも、登録するときの果実の形質というのは、全部摘果して、1個だけならして、そのときの形や大きさを特性としています。当然管理作業した時の特性を評価して、比較して特性を書いているのですが、もう一方では、全く何も手を加えないでいたときに、例えば果樹の場合でしたら、1果房に平均何果なるとか、そのときどのくらいのばらつきがあるとか、自然に自己摘果してしまうとか、何にも手を加えないでおくところという姿になりますよというの、ある意味では遺伝的な特性がものすごくあらわれているのではないのでしょうか。菊なんかそうなんではないですか。バラでもあるのではないかなと思います。そこで、登録の特性のときに、参考資料か何かで、そういうのもあるといいかもしれないですね。

○渋谷座長 ほかにどなたかありませんか。

○福井委員 今の栽培関係に関連しまして、キノコの場合も、オリジナルの種菌と侵害が疑われるきのこの子実体から菌を分離して簡単に培養したものとを比較栽培にかけるとい

うことではなくて、まず同じ培地を使用した種菌をつくらなければいけない。その種菌をつくる条件が違くと、侵害を起こした人のものと、オリジナルなものが変わってきますので、まず種菌の製造を同一にしてから栽培をしないと侵害品との同一性の証明は困難となります。かなりその条件が大きいので、もし侵害を疑われる品種を栽培試験する場合には、その辺の検討も必要ではないかなというふうに考えております。

○渋谷座長 どうもありがとうございます。

いかがでございましょうか。先ほど矢花委員と山手委員からお話があったのですが、一方は民事事件を念頭に置いて御発言があったし、他方は、刑事事件を念頭に置かれているのですけれども、そういう場合、センターに余り頼りきるといいますか、依存し過ぎるのはどういうことなのかなというような論点があるかと思うのです。つまり特に民事訴訟の場合ですけれども、余り公的な機関が当事者のどちらかから依存され過ぎてしまうという事は問題があるかと思うのです。そうなりますと、センター以外に特性比較調査機関といった民間機関を設けて、そんなところに調査を依頼するというような方法をとらなくてはいけないのかなといったような問題もあろうかと思うのですが、そのあたり、急に御意見を求めることになって恐縮なんです、土肥委員、何かお感じになるところはございますか。

○土肥委員 御指名でございますので、余り詳しくはないものでありますから、どの程度今、座長の御質問にお答えできるのかわかりませんが、確かにおっしゃるように、こういう独立行政法人種苗管理センターのGメンが、訴訟や紛争の多方面にわたって関与していくということになると、相当程度、専門的な知識、それも今、おっしゃったような育種技術的な知識、それから法的な知識、今、求められておるところの立場の中立性の問題、こういったことについて十分トレーニングされて、専門的な知識経験を有している方である必要がある。これは法的に何らかの根拠付けがされているわけではないので、どの程度これが担保されているのか私は承知しておりませんが、そういう高度な専門家でないといけないだろう、というふうに伺っておったわけでありませう。

しかも今、皆さんがおっしゃっておられるところのGメンですけれども、これはつくばの種苗管理センターと大阪ですか、どこか日本に2カ所ぐらいのセンターに置かれておるといふことであろうと思っておりますけれども、そうすると、農業というものはその2カ所で行われているのであれば、それは全く問題はないわけでありませうけれども、そういう地域的な偏在の問題もまた出てまいりますし、そのあたりはどうなのかなというふうに聞いておっ

たところでございます。

それから、ついでにこの質問の機会に発言をさせていただくと、いわば今のところは、権利者の側から権利行使を容易にするための方策としていろいろ御意見が出ておるわけでございます。これは(2)のところにもありますけれども、スピードアップを図っていく、こういうことで審査期間を短縮し、権利行使も容易にできるように、こういうことだろうと思うのですけれども、制度として大事なことは、やはり質の問題、質の確保、質の担保、つまり権利として与えられたものが理想的には100%有効な育成者権であることが必要なわけです。これは種苗とは関係ないわけでありまして、特許の世界でいうと、あれだけの専門家がかかって、無効率が5割近いですね、侵害訴訟において無効の抗弁が出てくると、ほぼ半分ぐらいは認められる。つまり半分近くは紛争になった場合、権利そのものが無効になるという状況が一方にあるわけです。

先ほども別添資料の中にも異議が出て、無効であるというような争いの仕方が出ておるように聞いておまして、種苗は別だというふうには決していけないのだろうと思うのです。種苗も恐らくそのようなおそれがあるでしょう。そうすると、先ほど来の委員の御意見からするとどうなるかということになると、権利行使を容易にする以上は、やはりその行使される権利は確実であるということをより期待できないと、これはかなり危ないわけでありまして。つまり他の農家の方とか、実際にそういう関わっておられる方に無用の混乱をもたらしますので、そこをどうバランスをとるか、その質の担保という点を重々考えていただいた上で、この(1)、(2)、こういうものを考えていただく。

それから、(2)のところ審査協力の問題が出ています。これはやむを得ないことだと思うのですけれども、やはり薬をつくるとか、機械を生産するとかという話と違って、こういう場合、親株が出ていったらもうそれでおしまい話になりますので、この場合、かなりどっかの世界に和牛の精液が出ていって、もうどうしようもなくなったというような話もあるやに聞いておりますので、やる以上は、そこはあとで後悔しないような形の審査協力体制を進めていただきたい。こういうようにお願いをしたいと思います。

それから、(3)のところですが、これは確かにおっしゃるよう非常に細かくなっておりますので、このあたりで確かに一度見直しをするというタイミングも必要なのかな、これは農業資材審議会の方に関わっておる者として、立場上、申し上げていいのかわかりませんが、そういう感じを持っておるところでございます。

以上、よろしゅうございますか。

○渋谷座長 どうもありがとうございます。

それでは、お願いします。

○野村種苗管理センター理事長 種苗管理センターのGメンの設置場所の話がありましたので、一言補足させていただきます。

去年の4月に品種保護Gメン4名でスタートいたしまして、きょう、1名来ておりますが、去年4月の発足時にはつくばの本所と、それから、西日本農場とって岡山の笠岡にございますが、その2カ所であったのですが、この4月から全国5カ所の10名体制に変えておまして、北は北海道の中央農場、九州の雲仙農場、それから沖縄の沖縄農場、この3カ所を追加しておまして、現在、もちろん兼務もおりますが、5カ所10名体制でやっております。

それから、関連いたしまして、先ほど関委員の方から、普及啓発についてもっとしっかりやるべきだということであります。このパンフレットを開いていただいたところの3番のところに育成者権の保護・活用に関する情報の提供とあります。私どもがGメンの活動の中で知り得た侵害事実があるときには、育成者権者にもこういうことがどっかに載っているぞ、おたくは侵害されているのではないかという情報を提供します。それ以外にも、今、関委員からもありましたけれども、例えば県のそういう知的財産の関係の研修会に出たり、あるいはJETRO関係の会議に出たり、いろいろしております。ホームページにも、この6月末から7月までの予定として6件載せておりますが、そういうところにも私どもとしては一生懸命頑張っていきたい、このように思っておりますので、説明させていただきました。

○渋谷座長 ありがとうございます。

事務局側から今、御発言がありましたけれども、進行として大項目1の(2)、(3)の検討が始まっているわけですが、(2)、(3)あたりで審査室長の方から何か御発言ありますか。

○永田審査室長 先ほどから特に(3)の特性項目の過多指定を見直すというお話がございます。

1つありますのは、審査基準というものに対する考え方が、日本と、それから諸外国では違うということを申し上げておかなければいけないと思います。

諸外国の場合は、これはあくまでガイドラインということですので、そこにはない項目が見つかったら、そこで区別性を与えるということになっておりますが、日本の場合は、種

苗法上、審査基準というのは基準になっておりまして、審査基準にない項目で違いが出て、それは別の品種にはならないということになってしまいます。このために審査基準について、将来、区別が出るであろうと思われるようなことをすべて入れてしまっているという問題がございます。このために、先ほどお話がありましたように、審査基準の項目が90にも100にもなっているという実態があらうかと思えます。

ただ、私ども先ほど土肥委員からお話がありましたように、既に農業資材審議会種苗分科会におきまして、これは懇談会のおきまして、これを見直していく方向を考えているということをお話を申し上げております。審議会、年に1回ぐらい開いていただければ何年か先に問題が出てくるであろうと思うものについては、その場で御審議をいただいて加えていけばいいということにならうかと思えますので、これは見直していこうという方向にしております。

合わせて法律上の重要な形質というのがありまして、そこで区別していくという、品種の違いを見ていくという考えになっておりますけれども、10の形質の下に、さらにその特性を審査する審査基準の項目というのがある、10の形質ではそう数は多くないのですが、その下にまだ100近い区別をつける。

先ほどお話がありました、理論上100のうち1つでも違えば、これは別品種ということになります。したがって、そこところは、ここに書いてありますように、ミニマム・ディスタンスの問題、国際的にも話題になっておりますけれども、やはり守られる権利をつくるという観点から、その点についても、より守られる権利にしていくという必要があらうかと思えますので、重要な形質とその特性を審査するときの基準の特性項目、これを合わせていこうということを考えております。既にこれについては作業を着手しておりまして、今度の農業資材審議会には御相談ができるかというふうに考えております。

審査期間の短縮につきましては、これはいろんな要素があらうかと思えます。審査体制の問題、それから、種苗管理センターにおきまして栽培試験を実施していただいておりますが、これは先ほど資料の一番最初にごございましたように、近年、出願数が非常にふえております。年間1,300件を超える出願数、これは世界的に見ても、世界で毎年、出願される品種の1割以上を占めるというぐらい非常に大きな量になってきております。

このように急激にふえたということもありまして、体制的にこれが追いついてなかった部分が近年ございます。大きくことしに入ってから改革を進めて、体制的にも改革を進めてまいりまして、審査の体制、あるいは栽培試験の体制、それから、さらには、これは来

年になろうかと思いますが、データベースシステムを変えていこうというふうを考えております。

それから、この8月1日からでございますが、審査に関する規則、省令、それから、審査要領、これも大きく変えまして、より簡素化の方向に向かう、権利の質は担保しながら子細な手続にあたってはできるだけ簡素化して、速やかな権利の取得につながるようにしていこうという観点から、大きく変えてきております。

さらにEU、アジアとの審査協力、実はきのうまでEUの方に派遣をしていたわけですが、アジアに対しては若干、土肥委員が御心配されたように難しいところがあるかと思いますが、国際的にはEUについてはもう広く審査協力が行われて、今までのところ、そういう問題があるというふうには聞いておりませんし、特にEUとの間では、もう具体的に審査協力を開始し、二度手間、一度ある一国で審査をして登録をしたものは、基本的には世界中の品種と比べてこれは新しい品種だということをその国が認定をしているわけですが、別の国で審査をすると、再度もう一度同じ試験を繰り返し、再度審査をしなければいけない、こういうことになっておりまして、例えば温室で一定の条件で栽培するようなものについては、それほど大きな変化はないはずなのですが、それについてもさらにやる国、やる国で順次すべて全部もう1回、繰り返し試験をしていかなければいかん、そういう仕組みになっておりますので、そういう不合理を排するために、十分な情報交換を行いながら、十分な意見調整を行いながら、既に審査データがあるものについては、そのデータを活用して、より迅速な権利付与、質的なものは十分担保しながら、より迅速な権利付与ができるような、そういうふうな取組みを今、進めているところでございます。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

特許法の世界だと、特許協力条約などがありまして、国際的な出願の審査のむだを省くというような努力が既に行われているわけですが、なかなかこれはシステムとして大規模なものです。

○永田審査室長 1つつけ加えさせていただきますと、特許と違って、植物の場合は現物があるわけですので、いざ問題が起きたときには、現物同士を同じ条件で比較をすれば、必ずそれが同じか違うかということがわかるという、特許にはない利点があるわけですが、その点、我々は特許よりも早く進めるのではないかと考えております。

○渋谷座長 ありがとうございます。

これまでの議論を踏まえて何か総括的な観点から御意見おありの方ございませんでしょうか、項目1に関してですが。

○岩元委員 項目1の(4)のところに入るのかわからないのですが、1つ視点をこれまで育成者権の保護・活用という農水省の新たな取組みは高く評価できると思うのですが、1つ気になっておりますのは、御案内のように、品種の基本である遺伝資源、これが国際的に非常にやっかいと申しますか、関心が持たれている。1つは生物多様性条約、CBDという枠組の中での遺伝資源をどうするかという話ですね。それから、もう1つは、FAOのもとの植物遺伝資源条約で、この2つが気になるところであります。先進国はどこでもそうだと思いますが、開発途上国等々の豊富な遺伝資源をもってきて、それをベースにしているということを途上国から指摘をされる中で、それで生じたところの利益というものをどう途上国を中心に配分していくかといった視点だろうと思うわけですが、当方の社団法人STAFFの中でもこの問題というものを民間の方々を含めた部会を持って勉強しておりますけれども、品種開発をやっている企業、産業界等々から見ますと、これは大変に大きな問題を抱えているという認識があるわけです。しかし、日本は全体の枠組の中で、極めておくれた対応をしているということでもあります。アメリカも対応がおこなわれているということですが、アメリカは既に条約にサインをしたと聞いております。まだ批准には至っていないということですが、日本はサインも批准もやってないという状態の中で、この問題に対する考え方をやはり一度整理しておかないと、わが国の制度を国際標準化しようという極めてすばらしい動きの中で、足元がすくわれるようなことになりかねないのではないかなという心配をしております。その辺のところを念頭に入れていく必要があるのではないかなという感じを持っております。

それから、もう1つつけ加えていただきますと、先ほど国境措置といった視点を先にすべきではないかというお話がございましたが、日本の農業という立場からいたしますと非常に重要なことだというふうに認識はできるわけですが、国内あるいは海外を同じ目線で対応するということが重要であろうと思っております。

私は先般、官民合同ミッションの団長ということで中国と韓国を回ってまいりましたが、中国と韓国から見ると、権利の侵害をしているなんていう意識はあまりないわけでありまして、ないというのはいわゆる道義的な気持ちはないわけではないと思いますが、法的なことに関しては問題ないと。全然何、あんた方に言われることはありませんぐらいの感じを持ちまして、というのは、日本が品種登録やってないわけですから、自国での生

産、あるいは第三国への流出というようなことに関しましても全然認識が甘いというよりも、いや指摘されるようなことはないのではないですかというような感じです。

ただ、私、非常に感銘というほどはございませんが、関心を持ちましたのは、その点は日本がもっと学ぶべきことではないかなと思ったのは韓国の姿勢でございまして、韓国はこれまでのような登録しているしてないにかかわらず、侵害をしているような状況というもの続けることは非常にまずい、それは国内の問題としてもまずいという認識を聞きました。

というのは日本あるいは海外でつくられた品種を勝手にもってきて、それをつくるということは、研究開発、これは官民に関係なく、研究開発に関するインセンティブに何にもならないわけでありまして、そういうことは長い目で見ると韓国の損害であるというようなことから、厳しい制度に変えていく、これは国内の将来のためにとってもいいんだというような認識でございましたので、そういうことから見ますと、私は国内問題と海外からの侵害といったものを同じ目線でとらえるべきではないかなというふうに思います。

○渋谷座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御発言、次回の検討会の項目、第6項目に深く関わっていると思いますので、次回にまた御意見を承りたいと思います。

○岡田委員 果樹についてお話しをしたいと思います。是非にお願いしたいと思うのは、先ほど永田審査室長がお話しになった審査データの相互活用については、今、私が韓国にモモの出願をしていて、つくづくそれは感じます。是非、審査協力の協定を進め、その国の審査データが国際的に相互に利用できるようになれば大変にありがたいことだと思います。

そこで、我が国の審査データで感じることですが、1年だけの1回で現地特性調査を行ない、それが審査データになっていると思います。これだけでは、安定した形質のデータとしては不十分の数値であり、特性として確たるものとしては、それは非常に難しいと思うのです。

例えば果物であれば、たまたま今年の様な長雨の年に現地調査に当たった出願品種というのは、これは大変な年だから、今年は止めよう、来年に延期してもらおう動きをされると思うのです。今年の様な長雨、日照不足の年では、糖度は低い、果実の品質は悪い、これがそのまま登録の特性になっては大変なことになると考えると思うのです。

何とか、このところを考えていただきたい。登録出願者においては、おそらく3～4年

間のある程度の特性数値を持っていると思います。ですから、単年度だけではなくといたしますか、特定した年だけの数値ではなくて、もうすこし幅広い期間にわたっての数値を審査データとしてお願いできないものかなと思います。

それと最後にもう1つですが、今の特性項目の中に対照品種がございます。対照品種は、出願者が自由に選定していると思うのです。やはり、出願する品種に最も類似する品種を対照にすべきではないかと感じております。

以上です。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も大分押してまいりましたので、大きな検討項目1についての議論は一応ここまでとさせていただきます。まだ何回か会議はありますので、もし御発言足りなかったという感じをお持ちの方は、その機会にでも補足の御意見を賜れば結構かと思えます。

それでは、次に大きな検討項目の2と3、これに移りたいと思います。

事務局から資料の説明をまずしていただきたいと思います。お願いいたします。

○伊藤種苗課長 お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。資料3の2ページ目でございます。

中ほどにアンダーラインが引いてございますけれども、大きな検討項目の2番目でございますが、個人、中小企業等、いわゆる権利侵害対策に関しまして必ずしも十分な知識をお持ちでない、あるいは立場が弱かったりするような方々、こちらの方々に対します侵害対策への支援策というものでございます。

ここにつきましては、(1)といたしまして、これは既に御案内しておりますが、種苗管理センターにおきます品種保護Gメン等、あるいは農林水産省のホームページ等々の育成者権侵害に対する相談・助言体制の強化といったものがまず考えられるかと思えます。

また、(2)といたしまして、裁判以外でそういった侵害紛争、これを適正・迅速に解決するための方策について何か考えられないかというようなお話でございます。

例えば我々で考えられますのは、裁判外紛争処理機関といたしまして、日本知的財産仲裁センター等ございますので、そういったところの活用の可能性はどうか。あるいはそういったようなものが活用される場合には、権利者、農業者に対する周知を図らなくてははいけませんし、あるいはそういったような活動と、種苗管理センター、こちらとの連携の可能性を探るといったようなことも必要になってこようかと思えます。

こういったような視点から、いわゆる制度から見た弱者に対する侵害対策への支援策と
いったものが2番でございます。

また、3番といたしましては、DNA技術開発の促進等でございますけれども、こちら
の方はお手元の参考資料、分厚いものをまたごらんいただきたいのでございますけれども
15ページでございます。

権利侵害に関しますいろいろな検討につきましては、当然ながらDNA品種識別技術、
これが今後、期待されていくわけでございますけれども、こちらのところに現在の状況と
いうことを簡単に書いてございます。収穫物だけでございますけれども、既に各種のプロ
ジェクト研究等によりまして、主要な作物で、収穫物によるDNA鑑定、これが可能な状
況になってきつつございます。

また、当然ながらこれ以外に花卉におけるDNA品種識別技術、あるいは加工品に対す
るこういったような技術の適応、さらにはこういったようなDNA情報全体のデータベ
ース化といったものについても今後の大きな課題になってこようかと思えます。

また、16ページでございますけれども、このDNA品種識別技術サービス、これ自身は
必ずしも種苗管理センターのみが行っているわけではございませんで、既に公共機関、あ
るいは一部の民間機関においても、有料ではございますけれども、提供が始まっていると
いうものでございます。

また、もう1つの大きな柱といたしまして、関税法制度を用いました水際での防護とい
ったものもございしますが、17ページでございます。

こちらにつきましては、農林水産省といたしましても、関係当局と協力いたしながら、
この水際における防護といったもの、これを進めているところでございますけれども、平
成15年度、こちらの関税定率法の輸入禁制品、こちらの方に育成者権侵害物品、これを追
加いたしまして、この制度の活用を始めてございます。

また、申立てによります輸入差止申立て制度といったものの活用、これが15年度から図
られております。

また、平成17年度におきましては、この侵害物品の認定手続におきまして、税関長が農
林水産大臣に意見を求めるといったような制度も導入してございますし、また、農林水産
大臣はさらにその鑑定、これを種苗管理センターに嘱託することができるといったような
改正を進めております。

さらに18年度からは水際措置、こちらにつきましては関税法に移行するといったことを行

いながら、従来、輸入禁制品のみでございましたけれども、ここに輸出禁制品、これを加えまして、輸出禁制品・輸出差止制度、これも新設し、本年の6月1日から施行されたというものでございます。

18ページのところにその手続の流れを書いておりますけれども、省略させていただきますが、こういったような水際制度の利用といったものにつきましても、DNAの品種識別技術と並びまして、この侵害対策といったものに対して今後、検討していくべき、あるいは進めていくべき事項というふうに考えてございます。

以上でございます。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

今の報告を伺っていて、DNA鑑定のところは、2年ほど前のこの委員会当時と比べても目をみはるばかりの進展があったのだなと実感をいたしました。

さて、検討項目2と3ですけれども、これは順番に議論した方がいいのか、どちらか、委員の方々の御関心の強い方から取り上げたらいいのか迷っておりますが、ただ、検討項目としてきっちりあがっておりますので、一応検討項目2、個人、中小企業等に対する侵害対策への支援策、これから議論したいと思います。若干の時間をとって議論をしたいと思います。いかがでしょうか。

法律家のお立場からどうでしょうか。

○松本委員 日本知的財産仲裁センターという名前が出てきましたが、私も運営委員をやっております、これは日本弁護士連合会と日本弁理士会とが共同で運営している機関でございます、この調停手続は、手続の密行性が図れるということと、柔軟な解決が図れるというメリットがございます。

それから、難点としましては、時効中断効がないものですから、例えば損害賠償について、調停手続を起こした場合でも、時効は中断されないという点がございます。これはADR法が施行されて、もし認定団体になれば、そこは解消されるということになるのですが、現在はそういう状況でして、ここの手続で比較的個人ないし中小企業の利用者という面では適しているかとは思いますが、本部が東京でして、あと名古屋、大阪、福岡にしか拠点がありません。名古屋、大阪には支部があるのですが、福岡は支所ということで立ち上がったばかりです。北海道にも支所設置という動きはあるのですが、まだ十分ではございません。

もともとが特許権中心で始まったものですから都市部に組織や人員が配されているので、

地方の方に行くということになりますと、出張なり、そういう費用の問題が出てくるのが若干難点かとは思いますが。

実際の手続上、調停の申立てがあつて、相手方に手続に応じてくださいということを読得するのは非常に運営委員の方が苦勞しているところがございます。業務範囲の拡大というのはセンターもいつも考えておりまして、拡大の方向というのは非常に大歓迎だろうとは思いますが。

以上でございます。

○渋谷座長 ありがとうございます。

ADR、裁判外紛争処理手続と一口で言っても、いろいろ具体的な場面になると問題があるというお話でございました。

ほかに何か、項目2について。

○岩元委員 民間ベースでの関係者に集まっていただくフォーラムの事務局を担当しておりますが、そちらの事務局から、今回の検討会に臨むにあたりまして、いろいろと意見をいただいております。

先般、御紹介のありました生産局から昨年度当方が委託を受けた調査の結果ですが、回収された536件のうち52%というのは個人の育成者なんですね、個人の農家を含めてでございますが、そういったところが非常に大きな特色なのが我が国の品種育成の実態だろうと思っております。しかし、これまでの育成者権に関するさまざまな制度は梶浦委員の方からございましたけれども、お米を中心とした重要な作物についての国の制度というものが前面に出ておりまして、中小企業の皆さん方、あるいは農家個人を含めてでございますが、野菜とか、花とかといったようなものにつきましては、その制度というのがどうも不十分であるということでありまして、大変にいい品種を持っておきながら、それを普及するということがなかなかできないというような、そういうネックがあるというようなことを聞いております。

そういう意味で、育成者権というものを一括して活用できるような、活用センター的な機能をつくったらどうか。あるいは既存の種苗管理センターにそういう機能を持たすかは別といたしまして、中小企業、あるいは農家の支援策というのは非常に望まれているということを一言御報告したいと思います。

○渋谷座長 ありがとうございます。

ほかに検討項目2について御意見ございませんでしょうか。

○實重総務課長 法律の専門家の委員に御質問させていただきたいのですけれども、基本的に私どもGメンは拡充してまいりましたし、活動もますますどんどん活発にやっていきたいと思っているわけでございますけれども、行政としては慎重でなければならない局面もあろうと思っております。特に最近は大きくマスコミで取り上げられますので、侵害対策という形で活動していたことが結果的には風評被害を招いてしまった。そのために被害を受けたという相手方から訴えを起こされるとか、損害賠償を請求されるとか、そういったようなことにならないように慎重に活動しなければならないという面もあると思うのですけれども、その点について、何かお考えなり、御忠告なりありましたら承りたいと思います。

○渋谷座長 いかがでしょうか。

山手委員、何かございませんか。

○山手委員 法律は専門ではありませんけれども、先ほど私、刑事裁判の件を申し上げましたけれども、当社は菊の種苗会社ですけれども、侵害にあたって、いわゆる社内の規定では、初犯であるかそうでないかというところで話をします。というのは、先ほどからずっと御指摘がありましたように、周知の徹底という点でいきますと、当然種苗法の存在、その中身、そして当社の育成品種であるというふうな十分な認識がなくて、たまたまおつくりであったという場合において、いきなり大上段から切りかかるというのは、これは行き過ぎであるというふうに当然考えておりますので、それを最初の場合については、犯意性が強かったか、強くなかったか、周知ができていたのかということをもまず考えた上で実行いたします。

【以下削除】……

いわゆる第三者機関、先ほどの仲裁機関、私が先ほど申し上げているように特性を管理する民間なり、第三者機関というものの中間の客観的な意見があれば、もっと丸くおさまっているのではないかなというふうに考えますので、そういうふうに考えております。

○渋谷座長 関委員、お願いいたします。

○関委員 いわゆる行政というか、地方公共団体として育成者である場合があるわけですが、今と反対でして、例えば本県でつくった品種を他県でつくられて、他県で許諾してないという場合もあります。本県だけで扱おうという品種がありますが、この場合に他県でつくられた場合には、栽培された場合に、それに対して本県としてはペナルティをかけていくということになります。本県も行政でございますので、逆にペナルティのか

け方が非常に難しいということがあろうかな、民間であれば、育成者権利を強力に発揮することができるかもしれませんが、行政でつくった品種を他県でつくられた場合に、強力にペナルティをかけていけるかどうかという、その辺の行政ならではの問題というのは一方ではあるのかなというふうに考えております。

○渋谷座長 それでは、検討項目2の議論は一応ここまでといたしまして、次にDNA関係、3なんですけど、これはいろいろ御意見のある方おありだと思いますけれども、事務局側で用意した論点としては、情報の共有化とかデータベース化、ここに重きが置かれているように思いますが、こういった観点から何か御意見がおありでしたら承りたいと思うのです。

○岩元委員 冒頭の議論がございましたが、外観から見た品種判別はいろいろと問題がある中で、このDNA鑑定は決定的な手段になるということがありまして、DNAマーカーの開発ということは非常に重要なことだろうというふうに思っております。

先ほど課長の方から御説明がございました15ページにDNA品種識別技術開発状況（収穫物）というのがございましたが、これをごらんになってわかりますように、プロジェクト研究、すなわち国あるいは県、公共機関が開発した品種についてのマーカーが開発されているというわけであります。

聞くところによりますと、1年から2年かければ、このマーカーというのはつくることができるというようなことでありまして、日本が非常に優れた技術になっているということになりますと、これこそ今後の育成者権の中での日本の比較優位としてこれをふりかざすといいますか、そのための研究開発が非常に重要だろうというふうに思っております。ただ、残念ながら、今までは主として公的機関の開発したものに関してみずからがマーカーをつくるということでございましたが、一方で、先ほど来、申しておりますような民間、とりわけ中小企業、あるいは農家、もちろん大手もございますが、やはり日本として育成者権というものを国として確保するという政策を打つからには、民間の開発した品種についても何かのインセンティブを与えるようなことが必要ではなかろうかなと思っている次第であります。

例えば今年度から生産局種苗課の事業として菊のマーカーの開発という形で補助という形で、民間も半分出してください、国も半分出しましょうというような形の開発、プロジェクトが進みますが、非常に画期的なことだろうと思っております。

私ども伺っている民間からの希望も、官民共同によるマーカー開発の効率化というよう

なことでありまして、ぜひこのあたりについて技術研究組合等々のいろんな仕組みがあると思いますが、打ち出していきたい、そのことが海外に対する発信になっていくだろうと思っております。

それから、将来、DNAマーカーができると、いわゆる品種の登録のときにマーカーの情報も合わせて登録するというような形になっていくと、非常に強いわけでありまして、その辺をよく国際条約の中での国際標準にもっていくような戦略というものも日本がイニシアチブをとってやっていけばいいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○渋谷座長 事務局へ1つ質問したいのですが、情報の共有化ということですが、これは資料の16ページにサービスを実施している主な機関として幾つかあがっていますがけれども、こういった機関相互、それとまた農水省が持っている情報とを結合して共有化するという、そういう方向をおっしゃっているわけなのでしょうか。

○永田審査室長 もう1つ重要なことは、先ほど岩元理事長がおっしゃったことに関連するのですが、実は花なんかの情報は海外には非常にあるのです。例えば今、菊の話がありましたけれども、カーネーションについてみれば、オランダのワグニンゲン大学に世界の主要な180品種を鑑定できるだけの技術を既に持っているし、きのう、EUから帰ってきたメンバーに聞くと、EUではバラについても世界各国に分業体制でDNA識別技術をつくっている。それから、お隣の中国も、例えばとうもろこし、米については相当DNA識別技術を持っているということで、これまた8月に我々ミッションを出してやりませけれども、そういう意味では、何も日本だけで開発しなくても、諸外国と協力することによって相当これは可能性が広がっていくのではないかということがあろうかと思えます。

それから、先ほどお話がありましたように外観特性、これは実は条件が違うとかなり難しい。もう一方で、栽培試験は非常に時間がかかる。その間をつなぐのがやはりDNAでございまして、これも100%確実ということはなかなか難しいわけですが、相当信用力を高めることができるということで、これは非常に期待できるというふうに考えております。

ただ、岩元理事長がおっしゃった一国での議論についてはちょっとまだ時期尚早かということで、我々その前にまず侵害対策、品種識別、品種の同定ということで十分な経験を重ねて、それから、さらに登録にどう活用できるかということをご提案してまいりたいというふうに考えております。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

そうですか、国際的な観点が入っているということですね。

○梶浦委員 マーカー開発のバックグラウンドといいますか、財政的な面とか、いろいろ情報を提供させていただきます。今までのところは、例えば私どもの機構の研究者と、種苗管理センターの研究者の方々が一緒になってマーカー開発、鑑定技術を開発して来まして、それをもとにして種苗管理センターが鑑定業務としてやっていたというわけです。そのDNAの前の段階ですと、品種の鑑定というのは、直ちに機構の研究所の方に形態レベルで依頼が来ていました。以前は国立ですから、本来の業務として無料でやっていました。今度、私どもは民間となりましたから、今、内部で話題になっているのは、そういう鑑定業務が来たとき幾ら取るのかとか、ただでやるのかということが問題になっていて、監事からも指摘されております。機構が例えば品種を農家から持ち込まれたときに、無料というわけにいかないでしょう。この間のBSEの問題の時も、ちゃんと費用対効果で幾ら取るんだということが話題となり、品種の鑑定においても同様と思います。

マーカー技術を開発するのは我々の仕事だと思っています。これは本来の業務です。今、急がれているわけですが、研究費全体が減らされているのが現状です。そこでこの分野に大量の人間を投入したいのですが、結局は任期付で特別研究員等を雇ってくるしかありません。そうすると任期というのは5年ですから5年間はファンドが続くような形でないと無理だということになっています。先ほど岩元理事長から御提案がありましたように、外でやるというのも方法でありまして、それに私どもが協力させていただく形になると思います。例えばプロジェクトでも5年続けばいい方ですので、そんな状態ではパーマナントな研究員を雇うことができない状況です。賃金では雇えるわけですが、5年後、首にしなければいけない。これも苦しい話で、ぜひファンドを継続的に次から次へと出していきたいというのが要望であります。さらにそれを国や外でやるというのも1つの手だと思います。

登録の問題も費用対効果が求められています。それから、訴訟に持ち込むか持ち込まないかというのも費用対効果で判断します。監事からは、弁護士費用幾らかかるのですか、それだけかけてインカムがどのくらいあるのですか、メリットがどのくらい機構にあるのですか、弁護士さんにこれを頼んだら何百万ではないですか、これは登録の侵害だといって訴訟を起こして、何年間もかけて訴訟するよりも、黙っていて向こうから製品が来ても、うちの法人は全然問題でないではないですかと指摘されております。国にとっては侵害に

なりますが、それは弁護士費用何百万なんですかというようなことも指摘されていまして、費用対効果が問われています。

品種育成が業務の機構が一民間独法になってしまいましたので、そういう訴訟を起こすためのファンドみたいなのがどこかにあると利用させていただきたいと感じております。以上が最近の状況であります。

○渋谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、議論が尽きないかと思うのですけれども、予定の時刻が12時15分ということでございます。きょう、この場で言い忘れた点等がございましたら、どうか事務局あてにファックスで御意見を御提出いただきたいと思います。やむを得ない措置としてそういうふうに運ばせていただきたいと思います。

さて、本日の議論を踏まえた上での論点整理なのですけれども、これは9月に開かれます第3回の会において論点整理案を議論したいと考えております。それについては、論点整理案のとりまとめが必要でございますけれども、これは具体的には事務局にお願いすることになるわけでございます。できあがった案を、私と、それから座長代理にお願いしております土肥委員、この2人で一応内容を確認いたしまして、委員の皆様方には第3回、9月でありますけれども、検討会に御報告する。そういうふう運びたいと思っておりますけれども、それでよろしゅうございましょうか。そういうふうをお願いしたいと思いません。

それでは、次回の第2回検討会におきましては、本日の残りの検討項目、4から6、これについて御議論をいただくことにしております。

なお、冒頭に事務局から御説明がありましたけれども、種苗法改正の必要性につきましては、本日の議論も参考にした上、別途制度分科会において検討を進めることにいたしたいと思っております。

それでは、長時間、お願いいたしましたわけですが、本日の検討会はこれにて終了いたします。

最後に、事務局から何かございましたらお願いします。

○伊藤種苗課長 どうも大変長時間にわたります御熱心な御検討ありがとうございます。

次回の第2回検討会でございますけれども、また別途御案内させていただきますが、8月31日午後1時30分から、この飯野ビルの同じ会議室でございますけれども、こちらの方で開催させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。

す。

また、今、座長の方からお話がありました制度分科会でございますけれども、第1回分科会、これを来週、連続で恐縮でございますが、8月2日午後2時30分から農林水産省3階の特別第1会議室で開催いたしたいというふうに考えてございます。この飯野ビルではございませんで、農林水産省の方でございますので、お間違いのないようによりしくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○渋谷座長 それでは、本日は長時間、大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉 会